【企業区分】 (別表2)

## (1)企業区分

企業区分		
2	大企業 中小企業	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、個人事業主 ※下記(2)の中小企業の分類に応じて、「1 大企業」か「2 中小企 業」を選択してください。
		企業組合、協業組合、事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、 商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 ※上記以外の農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合等は、「5 その他」を選択してください。
3	行政等	国、地方公共団体、独立行政法人、国立研究開発法人、その他の公共法人 (住宅供給公社、道路公社、土地開発公社、土地改良区、日本年金機構、日 本放送協会等) 公共法人等(一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、 医療法人、社会福祉法人等) 日本郵便(株)
4	共同企業体	共同企業体
5	その他	上記以外(信用金庫、労働金庫、相互会社、NPO、任意団体等)

## (2)中小企業分類

業種	(A)資本金の額または出資の総額	(B)常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、 運用業その他の業種	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下